

非正規労働者の雇用情勢の悪化と 金属労協の対応

金属労協政策局次長／浅井 茂利

日本における 非正規労働の状況

「労働力調査」によれば、わが国の「非正規の職員・従業員」は、2008年第3四半期に1,779万人に達しており、「役員を除く雇用者」5,164万人の34.5%を占めている。

わが国で非正規労働拡大のきっかけを作ったのは、日経連(当時)が1995年に発表した「新時代の日本的経営」報告書である。この報告書で日経連は、正社員は幹部社員のみ、その他の専門職、一般職、技能職、販売職については有期の雇用契約という「雇用ポトフォリオ」の考え方を打ち出し

た。グローバル化・市場経済化、円高、バブル崩壊という状況の中で、人件費の圧縮・変動費化を求める経営側のニーズは大変強いも

のがあったが、この報告書はそのニーズに応え、正社員中心のそれまでの雇用システムの「たが」を外す役割を果たした。また報告書の考え方に沿い、1999年、2003年には労働者派遣法の改定が行われ、非正規労働活用のツールが一気に広がった。「非正規の職員・従業員」の比率は、1990年代前半には一貫して20%程度であったが、1995年以降にわかに上昇し、2000年には26.0%、2005年には32.6%、そして現在は34.5%となっている。

非正規労働の拡大が もたらした弊害

非正規労働の拡大にあたり、政府や経営側は、「人々の多様な就業形態」に「ニーズ」に「就業形態」の多様化を進めるといふ、障りのよい主張を繰り返してきた。しかしながら現実には、正社員の仕事が非正規労働に置き換えられ、正社員を希望しているのに正社員として就職できず、やむを得ず非正規労働に就いている者が多数存在しているのは明らかで、次のような問題が深刻化してきた。

第一は、一度非正規労働者になつてしまつと、正社員として就職

することが困難になるので、いつまでも雇用と生活が安定せず、生涯生活設計を立てることができないということである。結婚・出産も難しいため、わが国の超少子化に拍車をかけることにもなった。

第二に、「同一価値労働同一賃金」の原則にも関わらず、正社員と非正規労働者の均等・均衡待遇が確立されていないため、非正規労働者の拡大は、そのまま格差の拡大に直結した。格差の拡大は社会不安を巻き起こすとともに、階層の固定化を招き、努力すれば報われるという概念を崩壊させ、わが国の活力を失わしめることにもなった。

わが国の金属産業の競争力の源泉は、現場の従業員の長期に亘る技術・技能の蓄積と、経験に裏づけられた判断力・創意工夫にある。ところが、団塊の世代が引退年齢を迎えている中で、非正規労働者に依存した生産体制、正社員の採用抑制により、技術・技能の継承・育成がきわめて困難となった。少なくとも正社員に負担がかかり、長時間労働やメンタルヘルスを含む健康被害も拡大している。金属労協が2007年11月から2008年2月にかけて実施し

たアンケート調査では、組織内100事業所のうち、34%の事業所でほぼすべての職種で技能系正社員が不足しており、58%の事業所で若手技能者・中堅技能者が不足する状況となっている。

日本経団連も、2009年の「経営労働政策委員会報告」において、「就職氷河期に意に反して期間従業員・パートタイム従業員・派遣社員などとなった人々のうち、長期雇用を望む人に新たな道を開いていくことは、社会的な課題としても取り組むべきものであり、(中略)採用方法の多様化や(正社員への)転換制度の普及は、格差の固定化を解消することにもつながるため、わが国の社会の活力を高めるためにも重要な施策である」としている。意に反して非正規労働者となつてしまい、正社員として就職を望む人が数多く存在すること、非正規労働者の拡大が格差拡大を招き、わが国の活力を奪っていることを、日本経団連自ら認めたものと言える。

世界同時不況と 非正規労働者問題

リーマンショックをきっかけと

した世界同時不況の中で、わが国経済も急激に悪化し、円相場の急騰もあつて、金属産業の輸出、生産、収益はきわめて大きな打撃を受けている。2008年10月以降、製造業では、非正規労働者に対する解雇、雇い止め、中途契約解除が急速に拡大し、厚生労働省が2009年1月に行った調査では、2008年10月から2009年3月までの6カ月間に85,000人の非正規労働者が離職に追い込まれる見通しとなっている。非正規労働者のため、会社も躊躇なく人員整理に踏み切る可能性があり、また2009年2月に派遣期間が丸3年を迎える人が多いという2009年問題もあるもので、現実にはその何倍にもなるのではないかと懸念されている。

リーマンショック以前から、日雇派遣の労働者を中心に、住居を失い、ネットカフェや漫画喫茶などで寝泊りする、いわゆる「ネットカフェ難民」と言われる人々の存在が問題となつてきた。金属労働は2007年来、高い就業意欲を持ち、安定した職に就くことを強く希望しているにもかかわらず、経済的・時間的な余裕がなく、ハローワークに行くことができな

い日雇派遣労働者、短期雇用契約の請負で働いている人への支援策として、とくに生活資金支援や住居支援を伴った施策が必要であり、ジヨブ・カード制度における生活資金融資制度や都道府県社会福祉協議会の生活福祉資金を活用すること、若年者トライアル雇用に住居支援を付加すること、などを要求してきた。

これを受けて厚生労働省では、2009年度予算の概算要求において、ネットカフェ難民5,400人の生活資金支援・住居支援などに7.1億円を計上していたところであり、東京都でも、すでに社会福祉協議会を通じた支援が行われていた。

非正規労働者の離職が急速に拡大すれば、収入が断たれるのはもちろん、事業主や派遣元が用意した寮に入っていた場合には、住居すら失う人も出てくる。

事業主や派遣元がこれまでの収益に貢献してきた非正規労働者の労に報い、その生活維持に役割を果たすことが社会的責任であるが、行政としても迅速に対応する必要があるとの観点から、金属労働協は2008年12月5日、厚生労働大臣に対して「非正規労働者の

雇用情勢の悪化に対する緊急要請」を行った。ネットカフェ難民と言われる人々の対策を抜本的に拡充し、離職した非正規労働者の生活の底支えに用いるよう要求するとともに、非正規労働者に対する雇用保険の受給要件の大幅な緩和、雇用保険未加入の者に対する時限的な特別給付、雇用保険料率引き上げ、公務員の雇用保険適用、雇用維持に配慮した金融政策の展開、中小企業の資金繰り確保、営農の農業生産法人化・株式会社化の推進と株式会社・農地の取得解禁による農業雇用創出、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化による雇用創出などを主張している。

金属労働協の主張は、政府の「新たな雇用対策」にも一部取り入れられているが、引き続き非正規労働者の生活を支え、正社員としての再就職を促進すべく、働きかけを強化していく。また、正社員についても雇用問題が懸念される状況となつており、わが国経済の早急な立て直しと雇用の維持・創出に向けたマクロ的観点からの政府・経営側に対する働きかけが重要となっている。

厚生労働相に対する金属労協

「非正規労働者の雇用情勢の悪化に対する緊急要請」(2008年12月5日)の要請項目

1. 「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の抜本的拡充

① 予算の大幅増額

解雇、雇い止め、中途解除により、ものづくり現場で働く期間従業員、派遣労働者、請負労働者の離職が拡大する状況を踏まえ、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の2009年度予算を大幅に増額し、大量の離職者に対応できるようにすること。

「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」については、2009年度予算において、7・1億円の概算要求がなされていますが、これはネットカフェなどで寝泊りしている人を5、400人と想定し、これに対応するために計上されたものです。2008年10月以降の非正規労働者の解雇、雇い止め、中途解除の激増に対応し、数万人規模の離職者に対応できるよう、大幅に増額する必要があります。

② 全国展開

生活資金支援、住居支援については、全国各地で展開すること。

「住居喪失不安定就労者サポートセンター」は現在、東京、大阪、愛知に設置されていますが、非正規労働者の解雇、雇い止め、中途解除は、日本全国のものづくり拠点で行われる状況となっているため、「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」については、全国展開していくことが必要といえます。

③ 要件の弾力化

生活資金支援、住居支援については、都道府県内の生活期間要件を弾力化すること。

また、元々の生活本拠地への鉄道切符の貸与制度を設けること。

現在、東京都で実施されている、住居喪失不安定就労者に対する「生活サポート特別貸付事業」を利用するためには、都内での生活期間が直近6カ月以上必要とされています。元々の生活本拠地を離れて就労していた場合、本拠地に戻っても、サービスを受けるための生活期間要件を満たすことができないということとなります。「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」では、生活期間要件を弾力化し、元々の生活本拠地において、迅速にサービスが受けられるようにしていく必要があります。

なお非正規労働者が、事業主や派遣元の用意した寮に居住していたような場合には、元々の生活本拠地に帰るための交通費にもこと欠くといった状況も想定されます。希望者には、鉄道切符を貸与する制度を設けることも必要と考えます。

④ 迅速な対応

生活資金支援、住居支援については、利用希望者の申請を受けてから、可能な限り迅速に対応すること。

生活資金支援、住居支援については、本来、必要書類が提出された後の審査項目には限りがあるはずであり、可能な限り迅速に対応すべきです。

⑤ 住宅の転貸制度

住居支援については、アパートを借り入れる際の初期費用など住宅資金を貸与するだけでなく、民間遊休アパートを借り上げ、迅速に、安価で提供できる仕組みを創設すること。

民間には遊休アパートが相当数存在するものと考えられますが、たとえ不安定就労者が住宅資金貸与を受けたとしても、家主が積極的に貸し出すかどうかは非常に疑問です。住宅資金貸与だけでなく、むしろ市町村と協力して民間遊休アパートを借り上げ、公営住宅の空き住戸とともに、対象者に安価に転貸するような仕組みを早急に整備することが必要です。

⑥ 若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進

「住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援」の一環として、若年者トライアル雇用、ジョブ・カード制度の活用促進に向けて、あらゆる手段を総動員すること。

若年者トライアル雇用は、終了者の正社員移行率が高く、非正規労働者の正社員としての就労促進にきわめて重要な役割を果たしています。経済情勢の悪化とともに、企業の利用が落ち込むことも懸念されますので、ハローワークとして、積極的に利用拡大を推進すべきです。

ジョブ・カード制度については、正社員経験のない非正規労働者の正社員就労促進に大きな役割を果たすことが期待されます。しかしながら、2008年4月の開始以来、民間企業の利用はごくわずかに止まっていると指摘されています。制度の周知徹底、利用促進に全力をあげるとともに、民間企業から事情を聴取し、制度・運用の改善を進めべきです。

⑦ 外国人労働者への対応強化

解雇、雇い止め、中途解除された外国人労働者についても、日本人と同等の生活支援、住居支援、再就職支援が行われるよう、対応を強化すること。

2. 雇用保険の拡充

① 臨時・緊急的な対応

解雇、雇い止め、中途解除された非正規労働者に対して、雇用保険より、臨時・緊急的な給付を行うこと。

雇用保険は本来、勤労者が全員加入しなくてはならないはずのものです。非正規労働者については、たとえば短時間就労者や登録型派遣労働者に対する雇用保険適用基準（一年以上の雇用見込みが必要）など、加入要件のハードルが高く、また加入要件を満たしていた場合でも、事業主が手続きを怠っていたり、雇用保険日雇労働被保険者手帳（日雇手帳）に雇用保険印紙を貼付しない事業主などが存在しています。失業等給付の受給要件も、雇用が不安定な非正規労働者にとっては非常に厳しいものといわざるをえません。当面の措置として、非正規労働者に対しては、受給要件を大幅に緩和するとともに、未加入の者に対しても、限定的に特別な給付を提供すべきです。

② 資金確保

雇用保険料率の引き下げはとりやめ、雇用保険の国庫負担を増額すること。

現下の経済情勢にあつて、今後の失業者の増大がきわめて憂慮されることとなつていきます。失業等給付などの支払いの急増に対処できるようにしておくため、「生活対策」で打ち出された雇用保険料率の引き下げはとりやめるべきです。むしろ早めの対応として、雇用保険料率を原則1.95%まで引き上げておくことを考慮すべきです。また、相互扶助の観点に立つて、失業者の生活を職に就いている者全体で支えていくため、公務員についても雇用保険を適用すべきです。

雇用保険における国庫負担の削減、廃止が議論されていますが、雇用保険は、国が行うべき最も根幹の事業です。現下の情勢において十分な給付を確保できるよう、国庫負担はむしろ増額すべきです。

3. 雇用維持に配慮した金融政策

厚生労働省は金融当局に対して、雇用維持に配慮した金融政策を展開し、とりわけ中小企業の資金繰りの確保を図り、貸し渋り、貸し剥しを防止するための有効な施策を講ずるよう、求めていくこと。

政策・制度解説「コーナー」

非正規労働者の雇用情勢の悪化と金属労協の対応

アメリカの中央銀行であるFRBは、連邦準備制度法によって「連邦準備制度理事会と連邦公開市場委員会は、雇用の最大化、安定した一般物価および

中庸な長期金利の達成を効率的に実現することを目的とし、我が国経済の成長の長期的な潜在能力に見合った通貨と与信の総計の長期的な増加を維持するものとする」と定められていますが、日銀法では雇用について触れていません。厚生労働省として金融当局に対し、雇用維持の観点からの金融政策の展開を積極的に働きかけていくことが必要と考えます。

4. グリーン分野における雇用創出

① 農業における雇用創出

わが国の農業経営を強化し、意欲と能力のある担い手の育成と雇用の創出を実現するため、営農の農業生産法人化・株式会社化を積極的に推進するとともに、一般企業による農地取得解禁を通じて株式会社等の農業参入を促進していくこと。

わが国にとって農業の強化は重要な課題であり、雇用の場としても大いに期待されますが、そのためには、まず経営基盤を強化することが不可欠です。

政府は、国内農業の経営基盤強化を進める上で重要な取り組みとして、営農経営の法人化や、一般企業などによる農業参入の促進（2010年度までに500法人）を掲げています。2008年9月1日現在、155市町村で320法人（株式会社170、特例有限会社85、NPOなど65）が参入していますが、農地権利取得は農地リース方式に限られているほか、参入農地面積は950ヘクタールと、農地全体面積（467万ヘクタール）のわずか0.02%に過ぎません。農地取得解禁を通じて、株式会社の新規参入や経営規模の拡大を促進させ、安定的な雇用の場を創出していくことが重要です。

② 森林整備事業における雇用創出

森林整備事業において、安定的な雇用環境のもとで担い手を確保していくため、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化を通じて森林経営基盤を強化し、もって持続可能な森林吸収源対策を実現すること。

森林吸収源対策はわが国温暖化対策の重要な柱であり、間伐・植林による森林整備を着実に推進していかなくてはなりません。政府は毎年の予算編成における特別措置を通じて、補助金による民有林整備の実施や、深刻な高齢化や人手不足が進む林業での担い手育成事業を行っています。森林吸収源対策の目標達成に目途が立っていません。森林整備を着実に推進し、持続可能なものとしていくためには、単に補助金を支給するのではなく、森林整備事業の集約化・法人化・株式会社化の促進や、カーボンオフセット事業の普及促進などを通じて、国産間伐材の流出市場を活性化させ、ビジネスとして成立させていく環境整備が必要です。